

## 告 示

### 埼玉県告示第五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人わらびスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
玉木 秀範
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蕨市塚越二丁目四番四号ジョイフル蕨四百六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、老若男女国籍問わずすべての人に対し、スポーツの普及・振興に関する活動を中心に、文化活動やコミュニティづくりの活動を行い、地域の健康増進や子育て環境の向上といった、より充実した社会の実現に寄与する。